

新旧対照表（宮城県犯罪被害者等支援計画（案））

最終案（新）	中間案（旧）	備考
第1章（略）	第1章（略）	
第2章 1・2（略）	第2章 1・2（略）	
<p>3 犯罪被害者等が置かれている状況</p> <p>犯罪被害者等は、それまでの平穏な生活から一変して、犯罪により、かけがえのない生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に苦しめられるだけでなく、被害から数年<u>あるいは十数年</u>が経過した後でも、生活や心身に変化を来し、二次的被害と呼ばれるさまざまな困難や悩みに直面することがあります。</p> <p>表（略）</p> <p>警察庁の調査によると、直近1年間で心身の不調等により仕事や日常生活が行えなかったと感じた平均日数については、犯罪被害者等※（28.9日）が一般対象者（7.5日）の約4倍に達しています。（図表2-3-1）</p> <p>二次的被害は、捜査機関、司法機関での事情聴取や医療機関での受診時などに被害の様子を何度も説明させられたり、その際、心ない言葉や態度で対応されたりした場合や、マスコミの取材や誤報、近所や職場などでの噂や好奇の目などによって起こります。</p> <p>犯罪によって傷ついた心は周りの人から励ますつもりで発せられ</p>	<p>3 犯罪被害者等が置かれている状況</p> <p>犯罪被害者等は、それまでの平穏な生活から一変して、犯罪により、かけがえのない生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に苦しめられるだけでなく、被害から数年が_____経過した後でも、生活や心身に変化を来し、二次的被害と呼ばれるさまざまな困難や悩みに直面することがあります。</p> <p>表（略）</p> <p>警察庁の調査によると、直近1年間で心身の不調等により仕事や日常生活が行えなかったと感じた平均日数については、犯罪被害者等__（28.9日）が一般対象者（7.5日）の約4倍に達しています。（図表2-3-1）</p> <p>二次的被害は、捜査機関、司法機関での事情聴取や医療機関での受診時などに被害の様子を何度も説明させられたり、その際、心ない言葉や態度で対応されたりした場合や、マスコミの取材や誤報、近所や職場などでの噂や好奇の目などによって起こります。</p> <p>犯罪によって傷ついた心は周りの人から励ますつもりで発せられ</p>	<p>審議会委員意見を反映 （参考資料3 No.4）</p> <p>※については後述</p>

最終案（新）							中間案（旧）							備考				
各構成機関・団体による施策一覧（索引）							各構成機関・団体による施策一覧（索引）							備考				
区分	構成機関・団体名	基本目標		基本的施策					区分	構成機関・団体名	基本目標		基本的施策					
		1	2	3	4	5	6	1			2	3	4		5	6		
														精神的・身体的被害の回復・防止への取組			損害回復・経済的支援等への取組	
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	
【国】	1 宮城刑務所	7, 13, 15					3										3	
	2 東北少年院	7, 13, 15					3										3	
	3 青葉女子学園	7, 13, 15					3										3	
	4 仙台地方検察庁	7, 11, 13, 14, 16					3					1, 2					3	
	5 仙台矯正管区	7, 13, 15																
	6 仙台法務局	12, 13																
	7 更生保護委員会	7, 13, 17																
	8 仙台保護観察所	7, 13, 15, 17																
	9 宮城労働局	13					1											
	10 東北運輸局	13																
	11 第二管区海上保安本部	11, 13, 14, 18																4
	12 宮城海上保安部	11, 13, 14, 18																4
【宮城県】	13 私学・公益法人課	13																
	14 地域交通政策課	13																
	15 共同参画社会推進課	1, 13																2
	16 消費生活センター	13																
	17 社会福祉課	13																
	18 長寿社会政策課	13																
	19 子ども・家庭支援課	2, 13	3															5
	20 障害福祉課	13	1															
	21 精神保健推進室	13	2															
	22 児童相談所（※中央・北部・東部を含む）	3, 13																
	25 女性相談支援センター	2, 3, 13																
	26 精神保健福祉センター	13	2															
27 雇用対策課	13					2												
28 国際政策課	13																	
29 住宅課	13		1, 2															
30 義務教育課	8, 13																	
31 高校教育課	8, 13																	
32 特別支援教育課	8, 13																	
33 審査調整課	13					3												

宮城刑務所～審査調整課の基本的施策 7～14（略）

宮城刑務所～審査調整課の基本的施策 7～14（略）

基本的施策 1
No.8「学校における心のケア」の記述の修正を反映

最終案（新）

中間案（旧）

備考

基本目標 基本的施策		1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		2 損害回復・経済的支援等への取組				
		1	2	3	4	5	6	
		安全の確保	福祉医療サービスの提供及び	居住の安定	雇用の安定	損害賠償の請求に関する	経済的負担の軽減	
区分	構成機関・団体名							
【仙台市】	34 男女共同参画課	2, 13						
	35 市民生活課	2, 13				2		
	36 消費生活センター	13						
	37 保護自立支援課	13						
	38 精神保健福祉総合センター	13	2					
	39 子ども家庭保健課	13						
	40 子ども若者相談支援センター	13						
	41 児童相談所	2, 3, 13						
	42 交流企画課	13						
	43 教育相談課	8, 9, 13						
【団体】	44 (公社) 宮城県医師会	13						
	45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	13						
	46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	13						
	47 (公社) みやぎ被害者支援センター	1, 11, 13			1	9		
	48 (福) 宮城県社会福祉協議会	13						
	49 (福) 仙台市社会福祉協議会	13						
	50 (福) 仙台的のちの電話	13						
	51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	13				10		
	52 東北大学病院精神科	13						
	53 宮城県警察医会	13						
【事業者】	54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	13						
	55 仙台弁護士会	13, 14			1	1		
	56 日本司法支援センター宮城地方事務所	4, 13			2			
	57 宮城県臨床心理士会	13						
	58 宮城県市長会	13						
	59 宮城県町村会	13						
	60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	13		3				
	61 宮城県葬祭業協同組合	13						
	【警察】	62 警務課	1, 5, 13, 14		3		1, 4	
		63 生活安全企画課	9, 10, 13					
64 県民安全対策課		2, 6, 9, 13				5		
65 少年課		13						
66 捜査第一課		11, 13						
67 捜査第三課		13				6		
68 組織犯罪対策第一課		5, 13				7, 8		
69 交通指導課		11, 13, 14			2			

基本目標 基本的施策		1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		2 損害回復・経済的支援等への取組				
		1	2	3	4	5	6	
		安全の確保	福祉医療サービスの提供及び	居住の安定	雇用の安定	損害賠償の請求に関する	経済的負担の軽減	
区分	構成機関・団体名							
【仙台市】	34 男女共同参画課	13						
	35 市民生活課	2, 13						
	36 消費生活センター	13						
	37 保護自立支援課	13						
	38 精神保健福祉総合センター	13	2					
	39 子ども家庭保健課	13						
	40 子ども若者相談支援センター	13						
	41 児童相談所	2, 3, 13						
	42 交流企画課	13						
	43 教育相談課	8, 9, 13						
【団体】	44 (公社) 宮城県医師会	13						
	45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	13						
	46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	13						
	47 (公社) みやぎ被害者支援センター	1, 11, 13				1	9	
	48 (福) 宮城県社会福祉協議会	13						
	49 (福) 仙台市社会福祉協議会	13						
	50 (福) 仙台的のちの電話	13						
	51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	13				10		
	52 東北大学病院精神科	13						
	53 宮城県警察医会	13						
【事業者】	54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	13						
	55 仙台弁護士会	13, 14				1	1	
	56 日本司法支援センター宮城地方事務所	4, 13				2		
	57 宮城県臨床心理士会	13						
	58 宮城県市長会	13						
	59 宮城県町村会	13						
	60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	13		3				
	61 宮城県葬祭業協同組合	13						
	【警察】	62 警務課	1, 5, 13, 14		3		1, 4	
		63 生活安全企画課	9, 10, 13					
64 県民安全対策課		2, 6, 9, 13				5		
65 少年課		13						
66 捜査第一課		11, 13						
67 捜査第三課		13				6		
68 組織犯罪対策第一課		5, 13				7, 8		
69 交通指導課		11, 13, 14			2			

担当課の追加

最終案（新）

中間案（旧）

備考

基本目標 基本的施策 構成機関・団体名	3 支援等のための体制整備への取組					4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組			
	7	8	9	10	11	12	13	14	
	相談及び情報の提供等	市民支援団体等に対する	人材の育成	支援被害者が潜在化しやすくなる	場犯罪被害者が発生した	学校における教育の要	普及啓発	調査研究	
34 男女共同参画課	1, 2	1	1	7		3	2		
35 市民生活課	1, 2	4		7			2		
36 消費生活センター	1, 2						2, 8		
37 保護自立支援課	2						2		
38 精神保健福祉総合センター	2						2		
39 こども家庭保健課	2		1				2		
40 こども若者相談支援センター	2					1	2		
41 児童相談所	1, 2			1, 7			2		
42 交流企画課	2						2		
43 教育相談課	1, 2					2	2		
44 (公社) 宮城県医師会	2		1				2, 4		
45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	2						2, 5		
46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	1, 2		2				2		
47 (公社) みやぎ被害者支援センター	1, 2	2, 5	1	4	1	5	1, 2	1	
48 (福) 宮城県社会福祉協議会	2						2		
49 (福) 仙台市社会福祉協議会	2						2		
50 (福) 仙台いのちの電話	2	3					2		
51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	1, 2						2, 6		
52 東北大学病院精神科	2						2		
53 宮城県警察医会	2						2		
54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	2						2		
55 仙台弁護士会	2						2		
56 日本司法支援センター宮城地方事務所	2						2		
57 宮城県臨床心理士会	2	2					2		
58 宮城県市長会	2						2		
59 宮城県町村会	2						2		
60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	2						2		
61 宮城県葬祭業協同組合	2						2		
62 警務課	1, 2	2, 4, 5	3	4, 5	2, 3	2	1, 2	2	
63 生活安全企画課	2						2		
64 県民安全対策課	2			7, 8		6	2		
65 少年課	2					6	2, 7		
66 捜査第一課	2			6			2		
67 捜査第三課	2						2		
68 組織犯罪対策第一課	1, 2						2		
69 交通指導課	2					6	2, 6		

基本目標 基本的施策 構成機関・団体名	3 支援等のための体制整備への取組					4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組			
	7	8	9	10	11	12	13	14	
	相談及び情報の提供等	市民支援団体等に対する	人材の育成	支援被害者が潜在化しやすくなる	場犯罪被害者が発生した	学校における教育の要	普及啓発	調査研究	
34 男女共同参画課	1, 2	1	1	7		3	2		
35 市民生活課	1, 2	4		7			2		
36 消費生活センター	1, 2						2, 8		
37 保護自立支援課	2						2		
38 精神保健福祉総合センター	2						2		
39 こども家庭保健課	2		1				2		
40 こども若者相談支援センター	2						1	2	
41 児童相談所	1, 2			1			2		
42 交流企画課	2						2		
43 教育相談課	1, 2						2	2	
44 (公社) 宮城県医師会	2		1				2, 4		
45 (公社) 宮城県精神保健福祉協会	2						2, 5		
46 (公財) 宮城県暴力団追放推進センター	1, 2		2				2		
47 (公社) みやぎ被害者支援センター	1, 2	2, 5	1	4	1	5	1, 2	1	
48 (福) 宮城県社会福祉協議会	2						2		
49 (福) 仙台市社会福祉協議会	2						2		
50 (福) 仙台いのちの電話	2	3					2		
51 (独) 自動車事故対策機構仙台主管支所	1, 2						2, 6		
52 東北大学病院精神科	2						2		
53 宮城県警察医会	2						2		
54 宮城県医療ソーシャルワーカー協会	2						2		
55 仙台弁護士会	2						2		
56 日本司法支援センター宮城地方事務所	2						2		
57 宮城県臨床心理士会	2	2					2		
58 宮城県市長会	2						2		
59 宮城県町村会	2						2		
60 (公社) 宮城県宅地建物取引業協会	2						2		
61 宮城県葬祭業協同組合	2						2		
62 警務課	1, 2	2, 4, 5	3	4, 5	2, 3	2	1, 2	2	
63 生活安全企画課	2						2		
64 県民安全対策課	2			8			6	2	
65 少年課	2						6	2, 7	
66 捜査第一課	2			6			2		
67 捜査第三課	2						2		
68 組織犯罪対策第一課	1, 2						2		
69 交通指導課	2						6	2, 6	

担当課の追加

担当課の追加

最終案（新）			中間案（旧）			備考									
仙台市～警察（略） 基本目標 1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 【現状と課題】・【施策の方向】（略） 基本的施策 1 安全の確保（第 12 条） 【具体的施策】 No.1（略）			仙台市～警察（略） 基本目標 1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 【現状と課題】・【施策の方向】（略） 基本的施策 1 安全の確保（第 12 条） 【具体的施策】 No.1（略）			概要の修正 担当課の追加									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>DV 被害者に対する支援</td> <td>DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に<u>係る相談対応</u>を実施するほか、DV 被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、<u>男女共同参画課</u>、市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施策名	施策の概要	2	DV 被害者に対する支援		DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に <u>係る相談対応</u> を実施するほか、DV 被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、 <u>男女共同参画課</u> 、市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>DV 被害者に対する支援</td> <td>DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置_____を実施するほか、DV 被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、_____市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施策名	施策の概要	2	DV 被害者に対する支援	DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置_____を実施するほか、DV 被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、_____市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）	
No.	施策名	施策の概要													
2	DV 被害者に対する支援	DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に <u>係る相談対応</u> を実施するほか、DV 被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、 <u>男女共同参画課</u> 、市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）													
No.	施策名	施策の概要													
2	DV 被害者に対する支援	DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置_____を実施するほか、DV 被害者避難先確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 10 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、_____市民生活課、児童相談所【仙台市】、県民安全対策課【警察】）													
No.3～No.7（略）			No.3～No.7（略）												

最終案（新）			中間案（旧）			備考
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	概要の修正 担当課の追加
8	学校における心のケア	重大事件等が発生した場合に、 <u>県教委及び</u> 市教委がスクールカウンセラーを当該校に派遣し、心のケアを行います。 <u>(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課【県】、教育相談課【仙台市】)</u>	8	学校における心のケア	重大事件等が発生した場合に、_____市教委がスクールカウンセラーを当該校に派遣し、心のケアを行います。(_____教育相談課【仙台市】)	
No.9～No.18 (略)			No.9～No.18 (略)			
基本的施策 2 (略)			基本的施策 2 (略)			
基本目標 2 損害回復・経済的支援等への取組			基本目標 2 損害回復・経済的支援等への取組			
【現状と課題】・【施策の方向】 (略)			【現状と課題】・【施策の方向】 (略)			
基本的施策 3～基本的施策 5 (略)			基本的施策 3～基本的施策 5 (略)			
基本的施策 6 経済的負担の軽減（第 16 条）			基本的施策 6 経済的負担の軽減（第 16 条）			
【具体的施策】			【具体的施策】			
No.1 (略)			No.1 (略)			

最終案（新）			中間案（旧）			備考
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要	
2	犯罪被害者等見舞金の給付	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して、見舞金を給付します。（共同参画社会推進課【県】、市民生活課【仙台市】）	2	犯罪被害者等見舞金の給付	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して、見舞金を給付します。（共同参画社会推進課【県】_____）	担当課の追加
No.3～No.10 （略）			No.3～No.10 （略）			
<p>基本目標 3</p> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪被害者等の支援内容等に関することはあまり知られていない上、そのニーズはより複雑化しています。</p> <p>また、子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、DV被害者等は、<u>声を上げにくいだけでなく、被害に遭ってもそれを被害であると認識できないこともあることから、被害が潜在化しやすいとされ、県内でもその相談件数は増加傾向にあります。</u></p> <p>さらに、その対応等にあたる支援担当者の負担が増しており、支援担当者が犯罪被害者等と同様のストレス状態に陥る代理受傷が起りやすい状態となっています。</p> <p>【施策の方向】 （略）</p>			<p>基本目標 3</p> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪被害者等の支援内容等に関することはあまり知られていない上、そのニーズはより複雑化しています。</p> <p>また、子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、DV被害者等は_____</p> <p>_____ <u>自ら被害を訴えることが困難</u>で被害が潜在化しやすいとされ、県内でもその相談件数は増加傾向にあります。</p> <p>さらに、その対応等にあたる支援担当者の負担が増しており、支援担当者が犯罪被害者等と同様のストレス状態に陥る代理受傷が起りやすい状態となっています。</p> <p>【施策の方向】 （略）</p>			<p>県議会環境福祉委員会意見を反映</p>

最終案（新）			中間案（旧）			備考											
基本的施策 7 相談及び情報の提供等（第 11 条） 【具体的施策】 No.1 （略）			基本的施策 7 相談及び情報の提供等（第 11 条） 【具体的施策】 No.1 （略）			用語修正											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>犯罪被害者等支援制度の広報や周知</td> <td>各機関相互に、犯罪被害者等支援制度に関する情報をホームページ、リーフレット、ポスター、大会等において広報し、周知を進めます。【各機関】</td> </tr> </tbody> </table>			No.	施策名	施策の概要		2	犯罪被害者等支援制度の広報や周知	各機関相互に、犯罪被害者等支援制度に関する情報をホームページ、リーフレット、ポスター、大会等において広報し、周知を進めます。 【各機関】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施策名</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>犯罪被害者__支援制度の広報や周知</td> <td>各機関相互に、犯罪被害者等支援制度に関する情報をホームページ、リーフレット、ポスター、大会等において広報し、周知を進めます。【各機関】</td> </tr> </tbody> </table>			No.	施策名	施策の概要	2	犯罪被害者__支援制度の広報や周知
No.	施策名	施策の概要															
2	犯罪被害者等支援制度の広報や周知	各機関相互に、犯罪被害者等支援制度に関する情報をホームページ、リーフレット、ポスター、大会等において広報し、周知を進めます。 【各機関】															
No.	施策名	施策の概要															
2	犯罪被害者__支援制度の広報や周知	各機関相互に、犯罪被害者等支援制度に関する情報をホームページ、リーフレット、ポスター、大会等において広報し、周知を進めます。 【各機関】															
基本的施策 8～基本的施策 9 （略） 基本的施策 10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第 21 条） 【具体的施策】 No.1～No.3 （略）			基本的施策 8～基本的施策 9 （略） 基本的施策 10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援（第 21 条） 【具体的施策】 No.1～No.3 （略）														

最終案（新）			中間案（旧）			備考	
No.	施策名	施策の概要	No.	施策名	施策の概要		
4	性暴力被害相談支援センター宮城の運営	センターにおいて、警察と連携しながら、 性別にかかわらず 、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい多様な相談方法を提供します。 【施策 7,8 に関連】（共同参画社会推進課【県】、(公社)みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）	4	性暴力被害相談支援センター宮城の運営	センターにおいて、警察と連携しながら、 _____性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい多様な相談方法を提供します。 【施策 7,8 に関連】（共同参画社会推進課【県】、(公社)みやぎ被害者支援センター【団体】、警務課【警察】）	パブリックコメントを反映 (資料 3 No. 14)	
No.5～No.6 (略)			No.5～No.6 (略)				
7	DV 被害者に対する支援（再掲）	DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置に 係る相談対応 を実施するほか、DV 被害者避難 先 確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 1 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、 男女共同参画課 、市民生活課、 児童相談所 【仙台市】、 県民安全対策課 【警察】）	7	DV 被害者に対する支援（再掲）	DV 被害者等に対し、保護命令制度の利用支援、住民基本台帳事務における支援措置_ _____を実施するほか、DV 被害者避難 策 確保に取り組む市町村への補助を実施します。【施策 1 に関連】（子ども・家庭支援課、女性相談支援センター【県】、 _____市民生活課、 男女共同参画課 【仙台市】） _____		概要の修正 誤字修正 担当課の追加・順番の修正
No.8 (略)			No.8 (略)				

最終案（新）	中間案（旧）	備考
<p>基本的施策 1 1 （略）</p> <p>基本目標 4 （略）</p>	<p>基本的施策 1 1 （略）</p> <p>基本目標 4 （略）</p>	
<p>参考資料</p> <p>宮城県犯罪被害者等支援条例（抜粋）～宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体 （略）</p> <p>宮城県犯罪被害者等支援計画用語集</p> <p>本計画に記載している用語について解説します。</p> <p>意見陳述制度～社会を明るくする運動 （略）</p>	<p>参考資料</p> <p>宮城県犯罪被害者等支援条例（抜粋）～宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会構成機関・団体 （略）</p> <p>宮城県犯罪被害者等支援計画用語集</p> <p>本計画に記載している用語について解説します。</p> <p>意見陳述制度～社会を明るくする運動 （略）</p>	

最終案（新）				中間案（旧）				備考
索引	用語	解説	頁	索引	用語	解説	頁	
し	住宅確保要配慮者 (じゅうたくかくほ ようはいりよしゃ)	<u>低額所得者</u> 、高齢者、障がい者 等の住宅の確保に配慮を要する 者です。 <u>法令において DV 被害 者、犯罪被害者等が定められてい ます。</u>	29	し	住宅確保要配慮者 (じゅうたくかくほ ようはいりよしゃ)	<u>低所得者</u> 、高齢者、障がい者 等の住宅の確保に配慮を要する 者です。 <u>省令において外国人等が 定められているほか、地方公共団 体が賃貸住宅供給促進計画を定 めることにより、住宅確保要配慮 者を追加することができ、宮城県 においては、DV 被害者、犯罪被 害者等が含まれています。</u>	29	解説の修正
	<u>住宅セーフティネッ ト制度</u> (じゅうたく せーふていねっとせ いど)	<u>空き家や賃貸住宅の空き家を 活用し、住宅確保要配慮者へ提供 する制度です。</u>	29		<u>住宅セーフティネッ ト</u> (じゅうたくせー ふていねっと)	<u>住宅確保要配慮者に対して、賃 貸住宅の登録制度や改修補助、居 住支援などの事業を実施する制 度です。</u>	29	
「障害者就業・生活支援センター」～「ファシリテーター」 (略)				「障害者就業・生活支援センター」～「ファシリテーター」 (略)				

最終案（新）				中間案（旧）				備考
索引	用語	解説	頁	索引	用語	解説	頁	
ほ	保護命令制度（ほごめいれいせいど）	<p>配偶者（事実婚・内縁関係を含む）や生活の本拠を共にする交際相手から、身体に対する暴力又は<u>生命、身体、自由、名誉若しくは財産</u>に対する脅迫を受けた場合に、被害者の申立てにより裁判所が加害者（相手方）に発する命令であり、種類として接近禁止命令、退去命令、電話等禁止命令があります。</p> <p>保護命令に違反すると、2年以下の拘禁刑又は 200 万円以下の罰金に処せられます。</p>	25	ほ	保護命令制度（ほごめいれいせいど）	<p>配偶者（事実婚・内縁関係を含む）や生活の本拠を共にする交際相手から、身体に対する暴力又は<u>生命等</u>に対する脅迫を受けた場合に、被害者の申立てにより裁判所が加害者（相手方）に発する命令であり、種類として接近禁止命令、退去命令、電話等禁止命令があります。</p> <p>保護命令に違反すると、2年以下の拘禁刑又は 200 万円以下の罰金に処せられます。</p>	25	解説の修正
「みやぎ Security メール」～「みやぎシゴトサポートセンター」(略)				「みやぎ Security メール」～「みやぎシゴトサポートセンター」(略)				

最終案（新）				中間案（旧）				備考
索引	用語	解説	頁	索引	用語	解説	頁	用語について、「みやぎ若年者就職支援センター」から「みやぎジョブカフェ」に改めたことによる順番の変更及び解説の修正
み	みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター（みやぎじょせいのきやりあ・りすたーとしえんせんたー）	子育てや家族の介護、不妊治療等の事情で離職した女性の再就職を支援するため、宮城県が「みやぎジョブカフェ」内に開設している相談窓口です。 個別のキャリアカウンセリング、各種セミナーや、さまざまなイベントを通じて、女性の「家庭」と「仕事」の両立をサポートします。	30	み	<u>みやぎ若年者就職支援センター（みやぎじゃくねんしゃしゅうしょくしえんせんたー）</u>	<u>（＝みやぎジョブカフェ）</u> <u>概ね50歳までの</u> 「求職者」及び「転職を希望する方」を対象にキャリアコンサルティングやセミナー、 <u>職場体験</u> など <u>若者</u> の就職支援を行うため、宮城県が設置している就職支援施設です。	30	
	<u>みやぎジョブカフェ（みやぎじょぶかふえ）</u>	「求職者」及び「転職を希望する方」を対象にキャリアコンサルティングやセミナーなどの就職支援を行うため、宮城県が設置している就職支援施設です。	30		みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センター（みやぎじょせいのきやりあ・りすたーとしえんせんたー）	子育てや家族の介護、不妊治療等の事情で離職した女性の再就職を支援するため、宮城県が「みやぎジョブカフェ」内に開設している相談窓口です。 個別のキャリアカウンセリング、各種セミナーや、さまざまなイベントを通じて、女性の「家庭」と「仕事」の両立をサポートします。	30	
「みやぎ住まいづくり協議会」以降（略）				「みやぎ住まいづくり協議会」以降（略）				